

公 告

通関業法第3条第2項の条件を下記のとおり変更したので公告する。

記

1 通関業者の名称及び住所

名 称 日本通運株式会社（法人番号 4010401022860）

住 所 東京都千代田区神田和泉町2番地

2 営業所の名称及び所在地

名 称 日本通運株式会社鹿児島支店志布志営業支店

所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志若浜3276番地1

3 変更事項

貨物限定 コンテナ及びその修理用部品、船用品、託送品（コンテナシールに限る）の通関手続に限る。

4 変更年月日

令和8年6月15日

令和8年5月29日

長崎税関長 酒井 健太郎